

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成23年4月28日
<b>【会社名】</b>	山水電気株式会社
<b>【英訳名】</b>	SANSUI ELECTRIC CO.,LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 室 越 隆
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都渋谷区東2丁目23番3号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長室越隆は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成22年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2 / 3 に達している事業拠点（当社）を「重要な事業拠点」としました。

当該事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、及び売掛金に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

- (1) 重要な資産売却及び資金調達にあたり、経営者により当社社内規定等によらない手続きが行われており、全社的内部統制に重要な欠陥があると判断いたしました。
- (2) 継続企業の前提に関する事項及び重要な後発事象に記載した事項について、会社法に基づく当事業年度の会計監査において、経営者により具体的な対策が示されず独立監査人による意見表明がされなかったこと、及び金融商品取引法の定める提出期限たる平成23年3月31日までに有価証券報告書及び内部統制報告書を提出できず遅延したことにより、財務報告の信頼性に質的に重要な影響を与えており、全社的な内部統制の整備及び運用が不十分となっています。

これらが事業年度末までに是正されなかった理由は、取締役の職務執行については取締役会の監督機能の強化等により是正されると判断し、新たに社外取締役を選任することとしたためであり、平成23年3月30日開催の定時株主総会にて社外取締役を選任することとしたためであります。

### 4 【付記事項】

- (1) 平成23年2月末日時点において、支払期日の過ぎた債務が発生しておりますが、本報告書提出日現在である平成23年4月28日現在には、全ての支払が完了しております。
- (2) 上述のとおり、有価証券報告書及び内部統制報告書を遅延提出しており、財務報告の信頼性に質的に重要な影響を与えております。

### 5 【特記事項】

該当事項はありません。